

検討資料1:カードの発行・交付方法の概念図(案)

(出生時フローについて)

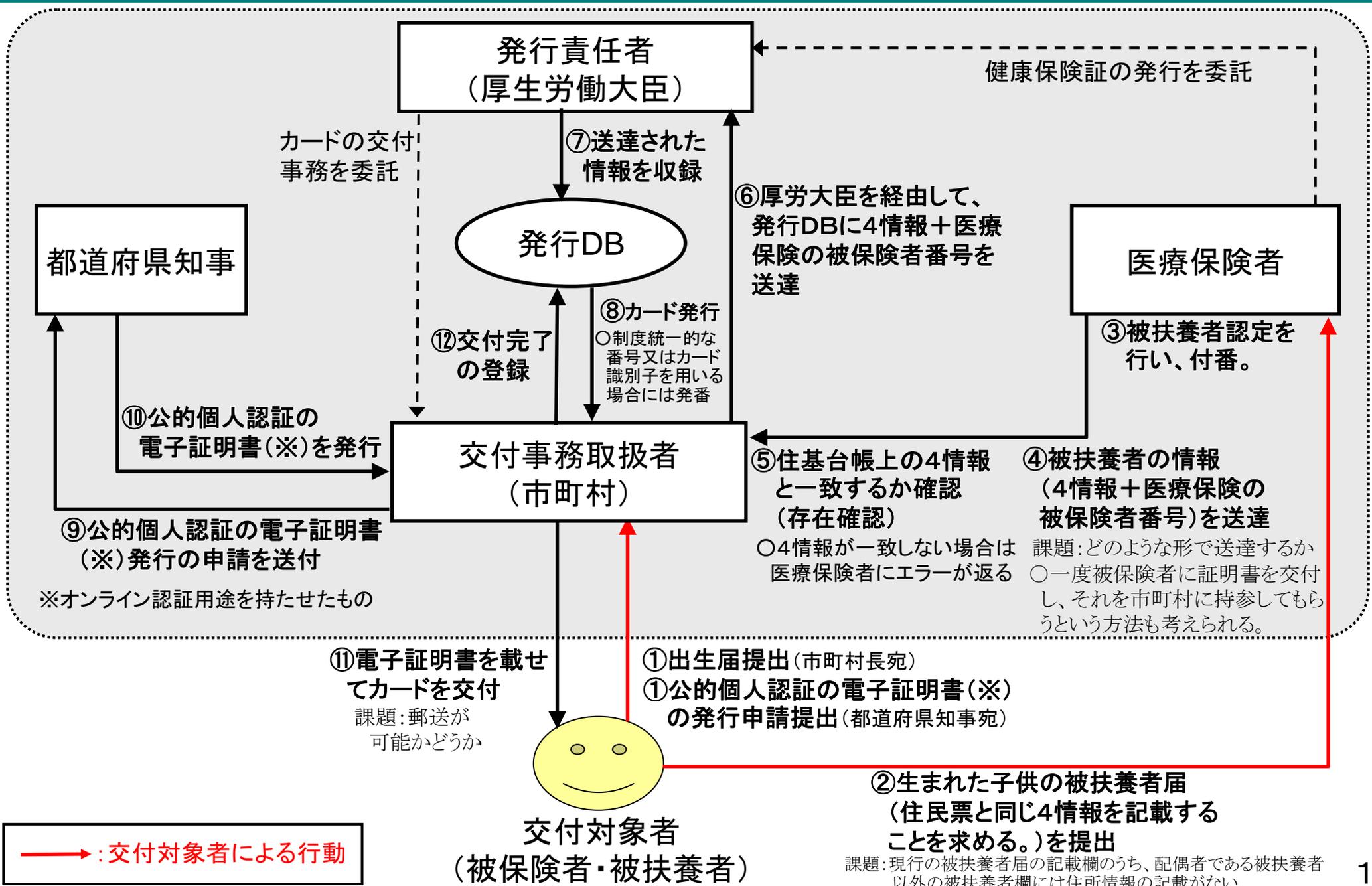
- 仮に**市町村を交付事務取扱者とし、公的個人認証サービスにオンライン認証の用途を持たせることとして検討を行った。
- 出生後初めてカードを交付する場合（出生時フロー）として、
「健康保険証として利用できるカードを発行する案（P. 1・2）」と
「先にカードを発行して後から健康保険証として利用できるようにする案（P. 3・4）」
について検討を行った。
- それぞれにつき、利用者の利便性向上の観点等から、医療保険の被扶養者届を市町村で受け付ける案（P. 2・P. 4）について検討を行った。
- 両案の共通事項として、20歳到達時等の年金手帳としての機能の付加方法（P. 5・6）について検討を行った。
- 仮に、カード発行時に併せて、交付対象者からの申請に基づき、オンライン認証の用途を持たせた公的個人認証サービスの電子証明書の発行を受ける場合として資料を作成したが、カード交付後に必要に応じ、電子証明書の発行を申請する場合や、そもそも電子証明書を用いない場合もある。

①: 健康保険証として利用できるカードを発行する案 (出生時フロー)

P1 生まれた子供の医療保険被扶養者届を医療保険者に提出する場合

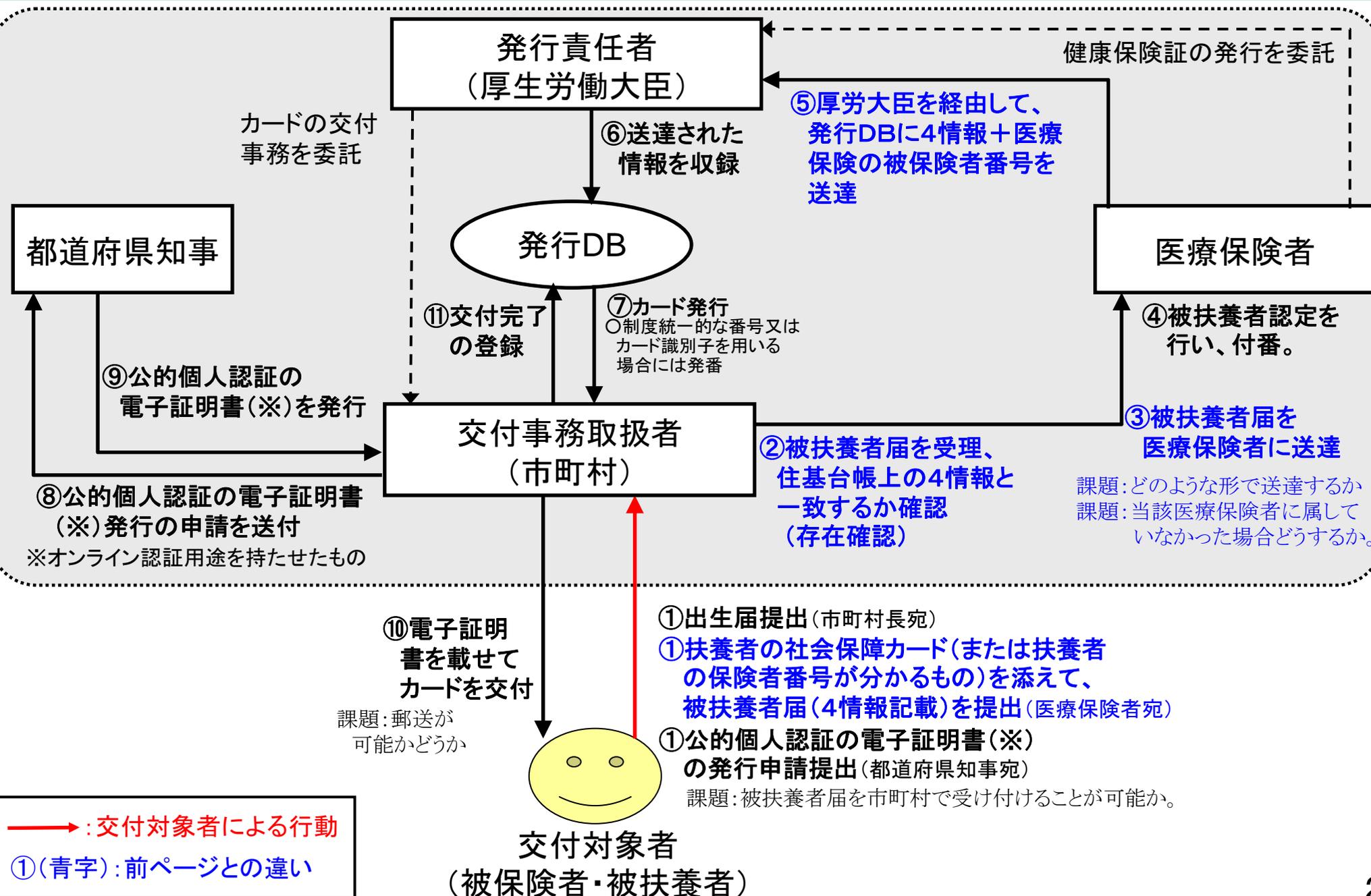
P2 生まれた子供の医療保険被扶養者届を市町村に提出する場合

①：健康保険証として利用できるカードを発行する案 <医療保険者に被扶養者届を提出する場合>



→ : 交付対象者による行動

①：健康保険証として利用できるカードを発行する案 <市町村に被扶養者届等を提出する場合>



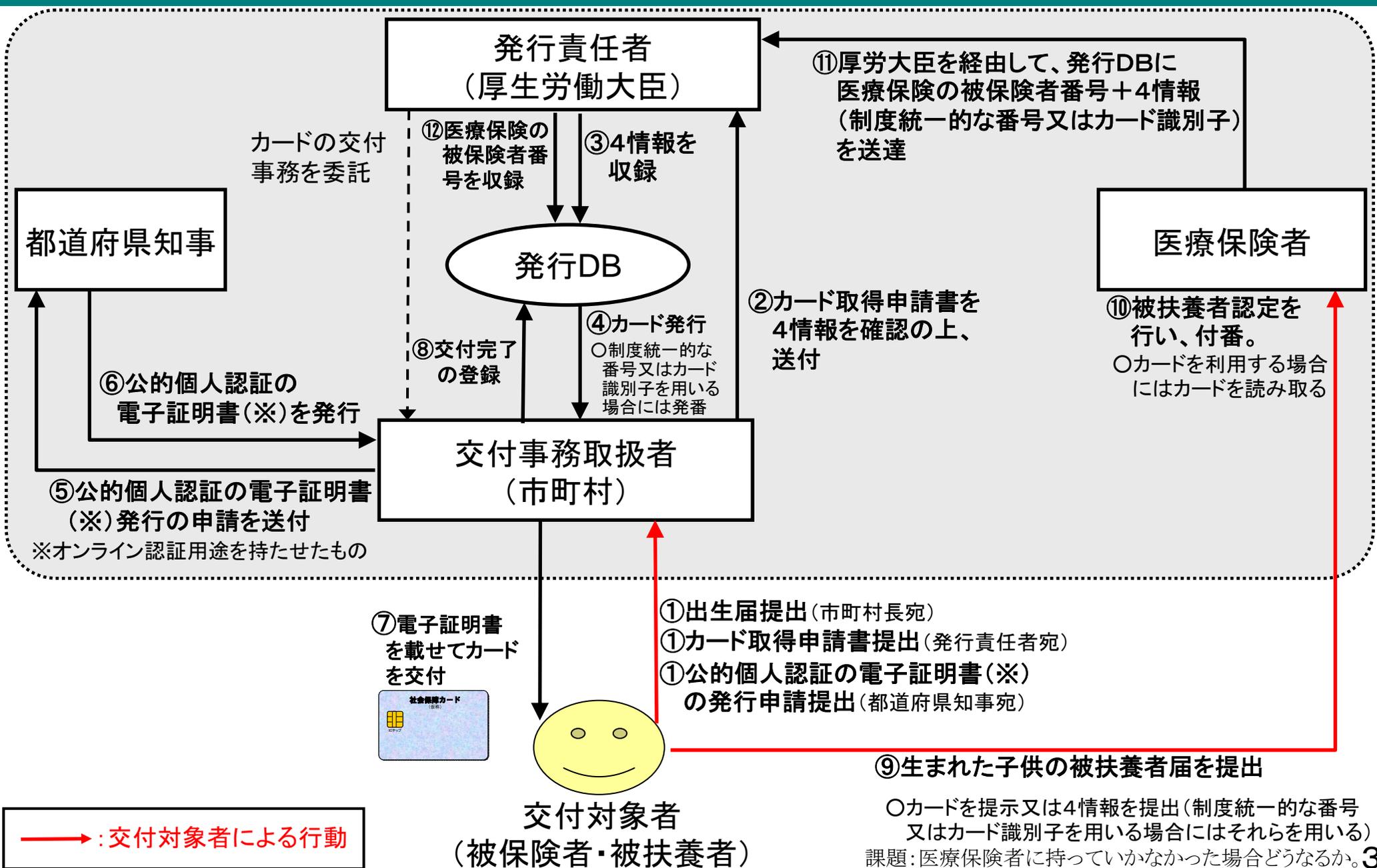
②: 先にカードを発行して、後から健康保険証として利用できるようにする案(出生時フロー)

P3 生まれた子供の医療保険被扶養者届を医療保険者に提出する場合

P4 生まれた子供の医療保険被扶養者届を市町村に提出する場合

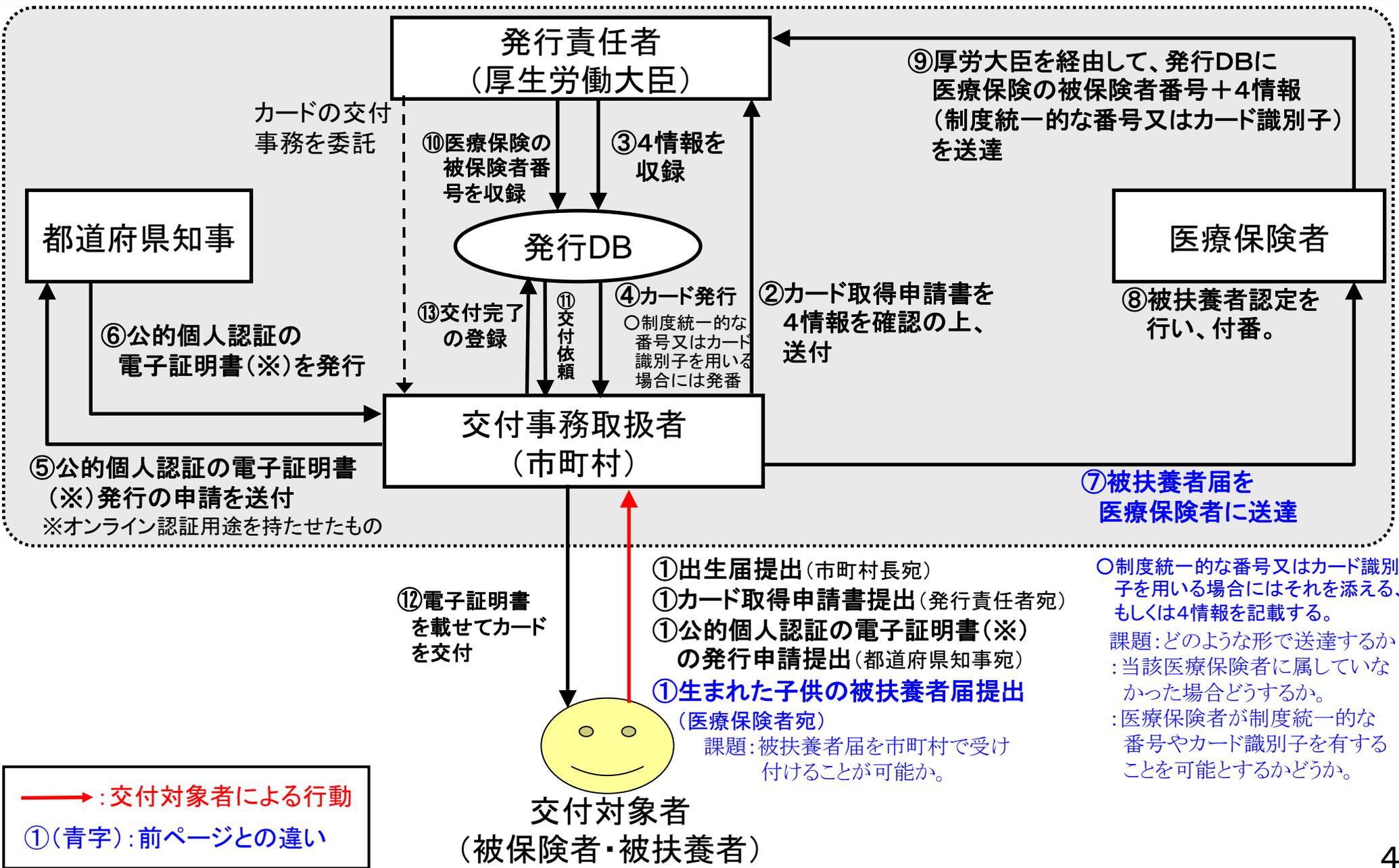
②先にカードを発行して後から健康保険証として利用できるようにする案

＜医療保険者に被扶養者届を提出する場合＞



②先にカードを発行して後から健康保険証として利用できるようにする案

＜市町村に被扶養者届等を提出する場合＞

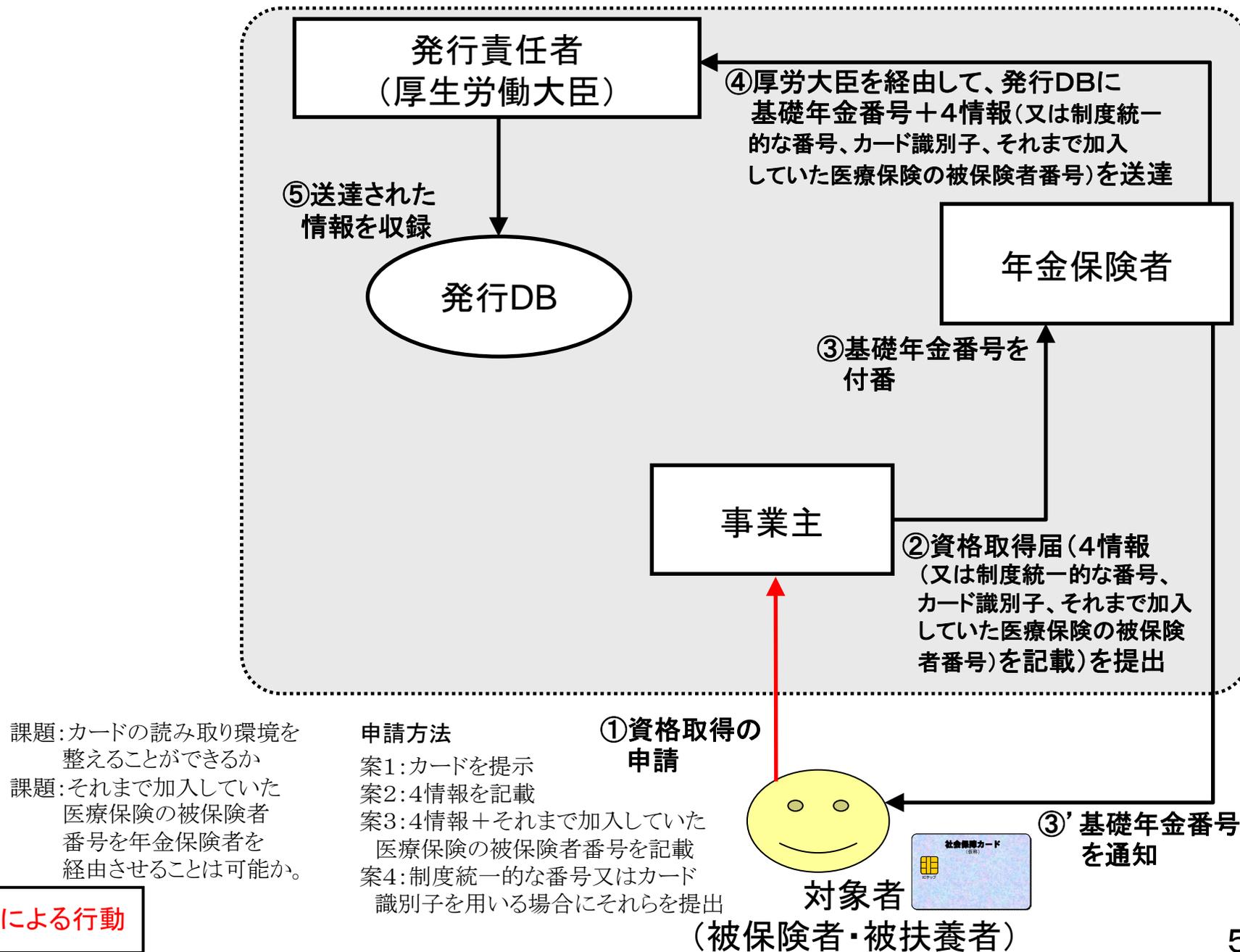


年金手帳としての機能の追加方法 (両案共通・出生時)

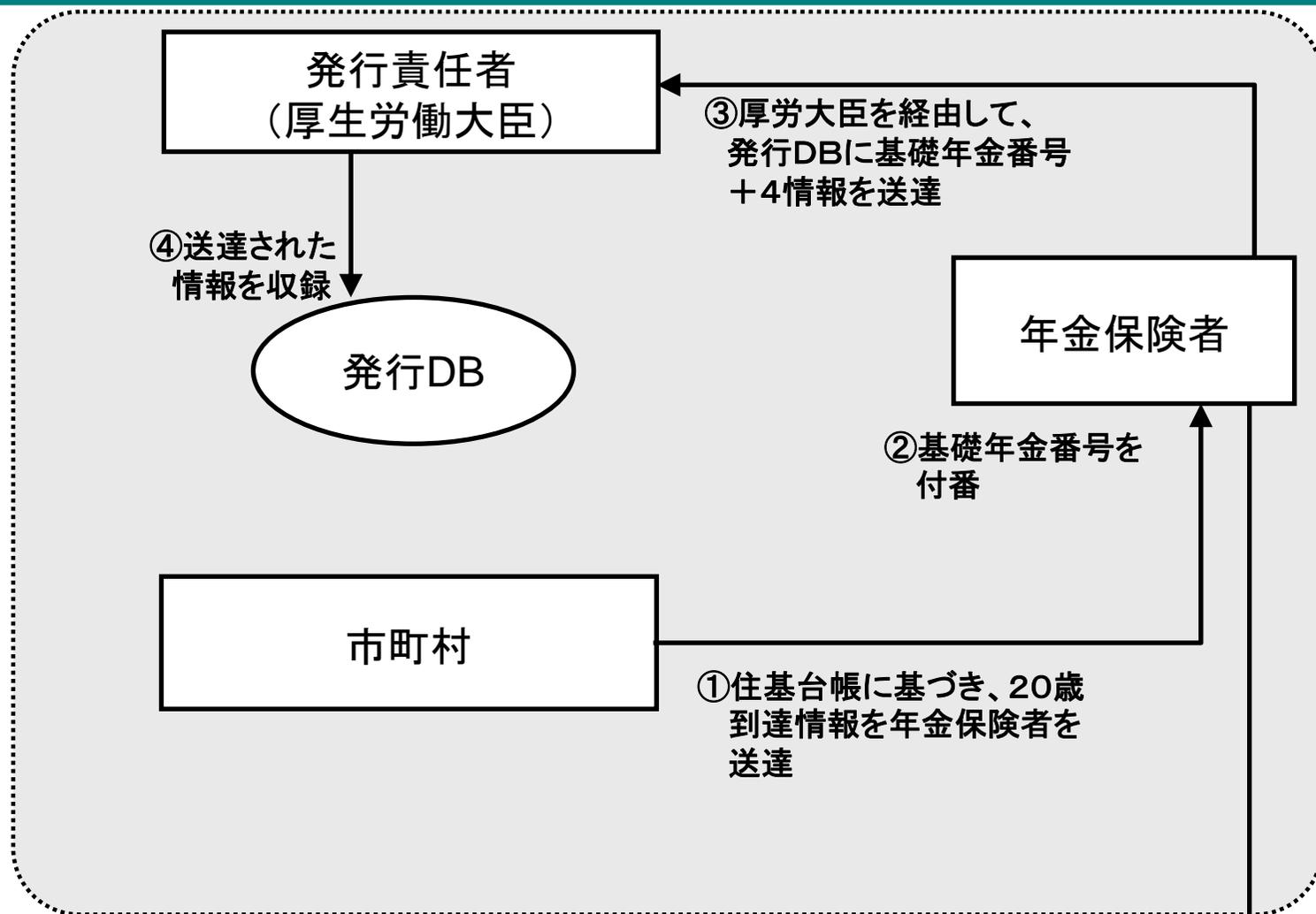
P5 20歳未満で就職して年金に加入する場合

P6 未就職で20歳に到達して年金に加入する場合

年金手帳としての機能の追加方法 (20歳未満で就職した場合)



年金手帳としての機能の追加方法 (未就職で20歳に到達した場合)



→ : 交付対象者による行動

対象者
(被保険者・被扶養者)

